

大田原市立若草中学校いじめ防止基本方針（概要版）

1 いじめのない学校づくりに向けて（基本的姿勢）

- すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた生徒やその保護者の、いじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。
- 全てを明らかにして学校としての対応を真摯に見つめ直し、被害生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止等の対策のための組織を活用して行う。また、詳細な調査を行わなければ、事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしない。

2 「いじめ対策委員会」について

○委員について

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、学習指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援学級主任、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSWr）

○「いじめ対策委員会」の対応【下図参照】

3 具体的対応

（1）いじめの未然防止対策

- ① 教員のいじめに対する意識の高揚
- ② 学業指導の充実
- ③ 道徳教育の充実
- ④ 特別活動の充実
- ⑤ 人権が守られた学校づくりの推進
- ⑥ 保護者・地域との連携
- ⑦ 情報モラル教育の充実

（2）早期発見に関する対応

- ① アンケートの実施
- ② 教育相談の充実
- ③ 情報交換による共有

（3）早期解決に向けた対応

- ① 保護者への報告
- ② いじめを受けている生徒及び保護者への支援
- ③ いじめた生徒への指導及び保護者への助言
- ④ いじめが起きた集団（傍観者等）への働きかけ
- ⑤ ネットいじめへの対応
- ⑥ 警察との連携
- ⑦ 懲戒
- ⑧ 出席停止

（4）重大事態発生時の対応

- ① いじめ対策委員会により、速やかに関係生徒から聞き取りを行い、事実確認をする。
- ② 大田原市教委に報告するとともに、直ちに大田原警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ③ 重大事態調査のために大田原市教委が設置する組織に協力する。

